

2023 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名  **株式会社テクノアソシエ**
代表者名 代表取締役社長 森谷 守
(コード：8249 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 人事総務部長 近藤 和之
(TEL 06-6459-2101)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2023 年 5 月中旬頃に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023 年 3 月 31 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2023 年 3 月 31 日（金曜日）
- (2) 公告日 2023 年 3 月 15 日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.technoassocie.co.jp/ir/koukoku.html>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び目的事項について

当社が 2023 年 2 月 2 日に公表した「支配株主である住友電気工業株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、住友電気工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにおいて公開買付者が当社株式の全て（ただし、公開買付者が直接所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社株式の全て（ただし、公開買付者が直接所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、本臨時株主総会を 2023 年 5 月中旬に開催する場合に備えて、公開買付者より、2023 年 3 月 7 日

に、本公開買付けの決済開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、本公開買付けの公開買付期間中に基準日設定公告を行うことについて要請を受けました。このような経緯のもと、当社は、本日付の取締役会決議により、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii)本公開買付けの成立により、公開買付者の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上